

U-POWER デマンドレスポンスサービス 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます）がお客様と締結する電気需給契約の付帯サービスとして提供するデマンドレスポンスサービス（以下「本サービス」といいます）について定めるものです。

第1条 （総則）

1. お客様は、本規約に加え、当社との間に締結した電気需給契約に定める電気需給約款（以下「本約款」といいます）に従って本サービスを利用するものとします。
2. 本規約において使用する用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本約款において定義された意味を有します。
3. 当社は、法令、条例、規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本規約を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の条件は変更後の本規約によります。

第2条 （適用条件）

当社は、以下の条件を満たすお客様からの申込みを当社が承諾した場合、本サービスを提供します。

- (1) 本約款の定めに基づき、U-POWER 高圧・特別高圧の各電力プラン（市場連動プランまたはハイブリッドプランまたはハイブリッドプランAまたは固定プラン）のいずれかを供給中の法人または個人事業主のお客様で、かつ契約電力が300kW以上であること。
- (2) 本規約の内容を確認の上、当社の定める方法によって申込を行い、当社が別途定める登録事項（電子メールアドレスを含みますが、これに限りません）を登録いただけること。
- (3) 当社へ登録した電子メールアドレスを使用して、当社が発信したメールへの返信が可能であること。
- (4) お客様の需要場所において、一般送配電事業者により記録型計量器が設置されており、30分毎の使用電力量が受領できること、その他、技術上の条件を満たし、本サービスの提供が可能であること。

第3条 （サービス内容）

1. 本サービスの詳細内容は、別紙仕様書（以下「仕様書」といいます）において定めるものとします。
2. 前項に定める内容のほか、当社は、本サービスの内容の詳細を別途定めることができるものとします。

第4条 （サービス適用期間）

1. お客様は、当社がお客様からの申込を承諾した場合、デマンドレスポンスシステムへのデータ登録が完了した日（データ登録にはお申込みから7営業日程度の期間が必要となる場合があります）から、当社が本サービスを提供する適用期間中、本サービスを利用いただけます。
2. 本サービスの適用期間内であっても、お客様は当社が定める方法により本サービスを解約することができます。

第5条 (サービス提供の中断と終了)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 本規約第6条(禁止事項)の定め違反したとき
 - (2) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなったとき
 - (3) その他、中断が必要であると当社が判断したとき
2. 当社は、前項に定めるほか、都合により、本サービスを中断することがあります。この場合、当社は、対象となるお客様に対し、あらかじめその旨を当社が適切と判断した方法により通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。この場合、当社は、対象となるお客様に対し、あらかじめその旨を当社が適切と判断した方法により通知します。

第6条 (禁止事項)

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社及び業務委託先または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 当社及び業務委託先または第三者のサービスまたは事業の運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 当社及び業務委託先または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (6) サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為

第7条 (利用制限及び登録抹消)

1. 当社は、以下の場合には、事前の通知なく、お客様に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限することができるものとします。
 - (1) 本約款または本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 本約款に基づく電力の供給が終了した場合
 - (3) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (4) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条 (取得情報の利用)

1. 当社は、以下に定める取得情報及び本サービスに関連して取得したお客様の個人情報について、次に定める目的で利用します。

[取得情報]

- (1) お客様氏名/メールアドレス
- (2) 建物情報などお客様が本サービス利用にあたって別途当社に対して提供した情報

[目的]

- (1) 本サービス提供のため
- (2) サービス品質改善・応対サービス向上のための分析その他各種分析・調査の実施のため
- (3) その他、当社の「個人情報の取扱いについて」に定める利用目的

2. 取得した個人情報は、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従って取り扱います。
3. 当社は、利用データを統計的なデータに加工したうえで、新サービスの開発、マーケティング活動を目的とした、統計・分析をするために利用することがあります。
4. お客様の個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号、電力使用量、電力契約情報、法人名等）は、本サービスの提供に必要な範囲で第三者に提供するものとします。

第9条（免責事項）

1. 本サービスは、一般送配電事業者により計量された電力量に基づき、本サービスを提供します。一般送配電事業者による電力量の計量誤りその他一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりベースライン及び削減された電力使用量（以下「需要抑制量」といいます）の計算ができない場合、または誤りが生じた場合でも、当社はその責任を負いません。電力量が後日訂正された場合も、原則として、ベースライン及び需要抑制量の訂正は行いません。
2. お客様または当社のメール環境の故障や不具合等により本サービスの利用ができなかった場合でも、当社はその責任を負いません。
3. 本サービスの提供の判断、終了、利用不能または変更により、お客様に損害が生じても当社はその責任を負いません。
4. 当社は故意または重過失がある場合を除き、当社の本サービス提供の不履行が生じたためにお客様に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第10条（サービス内容の変更等）

当社は、お客様に通知することなく、仕様書の内容を変更または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによってお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条（通知または連絡）

お客さまと当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。

2025年5月26日制定

別紙 U-POWERデマンドレスポンスサービス仕様書

1. サービス概要

U-POWERデマンドレスポンスサービスは容量拠出金の低減を目的とした各供給エリアの最大需要が予測される時間帯の他、需給ひっ迫時、市場価格高騰時に当社の節電要請（以下「DR発動」といいます）にお客様が需要抑制にご協力いただいた場合に、電気料金の割引（以下「節電割引」といいます）を行うサービスです。

2. 実施内容

(1) 当社は、原則として前日または当日に需要抑制を実施いただく時間帯（以下「DR実施時間帯」といいます）を、お客様に電子メール（以下「節電要請メール」といいます）にて通知します。

(2) お客様の標準的な電力使用量（以下「ベースライン」といいます）と実際にお客様が使用された電力量（以下「使用電力量」といいます）の差を需要抑制量とし、DR実施時間帯の需要抑制量の合計に応じて節電割引を行います。なお、ベースラインより使用電力量が大きい場合は需要抑制量を「0」として扱います。

(3) DR発動時期

以下の夏季および冬季に該当する月の各供給エリアで最大需要が予測される日に発動いたします。ただし、需給ひっ迫や市場価格高騰が発生した場合には当社の判断によりDR発動を行う場合があります。

夏季：7月～9月

冬季：12月～翌年2月

注1) 実施結果については、申込時にご登録のメールアドレスに対し、実施月の翌々月25日～末日を目安にメールにて通知いたします。詳細なレポートのご確認についてはZIPファイルのダウンロードが必要となるため、予め環境のご確認をお願いいたします。

3. 節電割引について

(1) 節電割引の算定

節電割引額は以下の算定に基づいて算定いたします。

$$\text{節電割引額 (円)} = \text{節電割引単価 (円/kWh)} \times \text{抑制量 (kWh)}$$

(2) 節電割引額の反映時期

節電割引は、夏季および冬季のDR最終実施月（以下「N月」といいます）を基準に、以下のタイミングで請求書の反映を予定しております。

- ・ N月+3に公開する請求書にて割引

例) 冬季の場合は、2月がDR最終実施月となり、以下の通りです。

- ・ 5月公開する請求書にて割引

注1) 節電割引単価は、当社からのDR要請メールに記載の単価とします。

注2) 節電割引前に当社との需給契約及び本サービスの解約の申し出をされたお客様は割引対象外となります。また、需給契約等の変更により顧客管理システム上の異動が発生した場合、割引対象外となる可能性がございますので予めご了承ください。

4. ベースラインの算定

経済産業省の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます）のうち「標準ベースライン：High 4 of 5（当日調整あり）」に準拠し、以下の通りとします。なお、ガイドラインの標準ベースラインに変更があった場合は、見直すことがあります。

以下において、休日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び各一般送配電事業者の託送供給等約款における「夜間時間」に指定する日とします。平日は、休日以外の日とします。なお、ベースラインの計算は、30分値を1単位とし、1単位毎に算定を行い、高圧以上の場合は少数点第1位を四捨五入します。

(1) デマンドレスポンス実施日（以下「DR 実施日」といいます）が平日の場合

① 次に掲げる需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出します。

DR 実施日の直近5日間（DR 実施日当日を含みません）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い4日間（High 4 of 5）の需要データ。

なお、直近5日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い1日を除き、残りの4日間を採用します。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近5日間から除外するものとします。その際、当該母数が5日間となるよう、DR 実施日から過去30日以内（平日及び休日）で更に日を遡るものとします。

- ・ 休日
- ・ 過去の DR 実施日
- ・ DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近5日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合は当該日

② DR 実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、DR 実施日当日の需要量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出します。

③ 上記①で算出された値における DR 実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとします。

ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正することとします。

④ 母数となる需要量に関するデータが4日分しかない場合には、当該4日間の平均値を①で算出された値とします。また、4日分に満たない場合には、4日間となるよう、DR 実施日から過去30日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該4日間の平均値を①で算出された値とします。

(2) DR 実施日が休日の場合

① 次に掲げる需要データの30分単位のコマ毎の平均値を算出します。

DR 実施日の直近3日間（DR 実施日当日を含みません）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い2日間（High 2 of 3）の需要データ。

なお、直近3日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い1日を除き、残りの2日間を採用するものとします。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近3日間から除外するものとします。その際、当該母数が3日間となるよう、DR実施日から過去30日以内（平日及び休日）で更に日を遡るものとします。

- ・ 平日
 - ・ 過去のDR実施日 ※実施されたコマに関わらずその日は除外されます
 - ・ DR実施時間帯における需要量の平均値が、直近3日間のDR実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合は当該日
- ② DR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマについて、「DR実施日当日の需要量－上記①の算出方法により算出された値」の平均値を算出します。
- ③ 上記①で算出された値におけるDR実施時間帯の30分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとします。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正することとします。
- ④ 母数となる需要量に関するデータが2日分しかない場合には、当該2日間の平均値を①で算出された値とするものとします。また、2日分に満たない場合には、2日間となるよう、DR実施日から過去30日以内のDR実施日のうち、DR実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該2日間の平均値を①で算出された値とするものとします。

以上